

公益社団法人東京社会福祉士会
立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部運営細則

細則第36号
令和5年7月8日

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人東京社会福祉士会（以下「本会」という。）事業推進センターの運営及び事業部の設置に関する規程第27号第10条の規定に基づき、立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部（以下「事業部」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業部の事業)

第2条 事業部は、罪を犯した過去を持つ人たちが、悩み事や困りごとを抱えることなく、必要な社会資源につながりながら、安心して社会生活を送れるよう支援するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 都内各地域における事業説明会の開催
- (2) 研修
 - ① 啓発研修
 - ② プログラムファシリテーター研修
 - ③ 専門別研修（犯罪要因や支援方法に関する）
- (3) 公私の関係機関との連携協働体制作り
- (4) 広報
- (5) 上記事業に必要な資金の確保を目的とした自治体等関係機関への働き掛け

(事業部の構成)

第3条 事業部は、原則として本会の会員からなる部員で構成する。

- 2 事業部への入部及び活動継続の手続きについては、事業部長が別に定める。

(事業部の役職)

第4条 事業部には、次の役職を置く（以下「役職者」という。）。

- (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 若干名
 - (3) 事務局長（会計担当者兼務） 1名
- 2 前項の役職者は、第9条で定める運営部会にて部員の中から選任する。

- 3 本会の理事は、部長を兼任することはできないものとする。
- 4 部長は、他の事業部の長を兼務できないものとする。ただし、理事会に認められた場合を除く。

(役職者の職務)

第5条 部長は事業部を代表し、事業部を統括する。

- 2 副部長は部長を補佐し、部長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ部長の定めた順序により部長の職務を代行する。
- 3 事務局長は、事業活動の進行管理を行うとともに、会計担当者として、事業部の予算、決算及び日常の会計事務を行う。

(部長の責務)

第6条 部長は、事業部の事業計画及び予算案並びに事業報告案を所定の様式により所定の期日までに作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 部長は、事業活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(役職者の解任又は辞任)

第7条 部長、副部長及び事務局長が次の各号に該当するときは、理事会の決議により、その者を解任することができる。この場合、当該役職者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反、その他事業部の役職者として相応しくない行為があると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (3) 役職者に辞任があったときは、理事会に報告するものとする。

(事業部の組織)

第8条 事業部の組織は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運営部会
- (2) 支部
- (3) その他事業部長が必要と認めた会議

(運営部会)

第9条 運営部会は、事業部の部員の中から立候補若しくは推薦により選出された15名を超えない範囲の運営部員で組織し、事業部の運営に関する事項を決定するものとする。

- 2 運営部会は、原則として毎月開催するものとし、事業部長がこれを招集す

る。

(支部)

第10条 東京都内の一定区域を定めて、支部を設置し、第2条に定める事業を分掌させることができるものとする。

2 支部には支部の事務を行うため、支部長1名、副支部長若干名、会計担当者1名を置く。

(プライバシーの保護)

第11条 事業部に所属する者は、個人情報管理規程等の規定に基づき、関係者の名誉やプライバシーの保護のため、事業部等において職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏洩し、又は私事に利用してはならない。

2 前項の義務は、事業部からの退部後も同様に負うものとする。

(報酬及び交通費)

第12条 報酬及び交通費については、原則として報酬及び費用の支払に関するガイドラインに基づき支払うものとするが、必要に応じて事業部長が別に定める。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、会長が定める。

付則

この細則は、令和5年7月8日より施行する。